

令和7年度岩手県旅券関連物品運送業務契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、旅券関連物品に係る運送業務について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲の依頼する物品を別表の1に定める条件により別表の2に定める箇所へ運送し引き渡す業務（以下「運送業務」という。）を誠実に実施し、甲は、その費用として、依頼物品1個につき次に掲げる額を支払う。

区分	金額
60サイズ	1回あたり 金円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
80サイズ	1回あたり 金円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
100サイズ	1回あたり 金円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金 免除 円とする。

（料金の請求及び支払い）

第4条 乙は、1か月毎に当該月分に係る運送状況を取りまとめ、運送料金請求書とともに甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に料金を支払うものとする。ただし、10日までに受理したときは当月末日までに支払うものとする。

（支払の遅延）

第5条 甲が、その責に帰すべき理由により、前条に規定する代価の支払いを遅延した場合においては、乙に対して支払いの日までの日数に応じ、年間契約予定総額（落札価格に相当する額）につき、令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止法に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率により計算した額の支払遅延利息を支払わなければならない。

（注意義務）

第6条 乙は、運送業務を善良な管理者の注意をもって処理する義務を負うものとする。

（指示）

第7条 甲は、乙に対して、事業の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、運送業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるもの

とする。

(事故報告)

第8条 乙は、物品につき、紛失、破損、著しい運送の遅延その他運送業務に関し事故があったとき又はそのおそれがあるときは、適切な処理を行うとともに、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示により必要な措置を取らなければならない。

(損害の負担)

第9条 乙は、運送業務の実施に当たり、乙及び乙の使用人の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に対し損害を与えたときは損害賠償の責めを負う。損害賠償の内容は乙の規定による。 (規定の名称記載：_____)

(秘密の保持等)

第10条 乙は、運送業務の履行により知り得た甲の業務内容その他業務に関連する一切の情報を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、運送業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出してはならない。

3 前2項の規定は、本契約の終了後も効力を有する。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、運送業務に関して知り得た個人情報を、運送業務を遂行する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 乙は、運送業務に関して保有した個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前2項の規定は、本契約の終了後も効力を有する。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第12条 乙は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置等について直ちに報告しなければならない。

(業務委託の禁止)

第13条 乙は、運送業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 乙は、この契約により生じる権利若しくは義務を、甲の書面による承諾なくして第三者に譲渡若しくは継承してはならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、物品につき、紛失、破損、著しい運送の遅延等を発生させたことにより、甲の業務に重大な支障を生じさせたとき。

(2) 天変地異その他この契約締結後に生じた事情の変更により運送業務の実施を継続する必要がなくなったとき。

- (3) 乙から契約解除の申し出があったとき。
- (4) 乙が契約の履行について不正の行為をしたとき。
- (5) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) その他乙がこの契約に違反したとき。

（報告及び通報）

第16条 乙は、この契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

（書類の保存）

第17条 乙は、この契約に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和12年3月31日まで保存するものとする。

（補則）

第18条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を保管するものとする。

令和7年4月1日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙 ○○(都道府県) ○○市○○町○番○号
○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○
上記代理人
○○(都道府県) ○○市○○町○番○号
○○○○株式会社 ○○支店
支店長 ○○○○

別表(第1条関係)

1 集配時間の条件

(1) 集荷：岩手県内各旅券窓口 ⇒ 配達：岩手県パスポートセンター

ア 集荷時間 平日 16:00～17:00 の間

(ただし、□□市、○○町…は 16:00 前の集荷可とする。)

イ 配達時間 翌稼動日の午前中

(午前中の早い時間帯で要相談)

(2) 集荷：岩手県パスポートセンター ⇒ 配達：岩手県内各旅券窓口

ア 集荷時間 平日 16:00～17:00 の間

イ 配達時間 翌稼動日の午前中

(ただし、□□市、○○町…は 15:00 までの配達可とする。)

2 運送箇所

岩手県パスポートセンター ⇔ 岩手県内各旅券窓口

	岩手県内旅券窓口	所 在 地	16:00 前の 集荷時間	15:00 まで の配達時間
本 庁	岩手県パスポートセンター	盛岡市盛岡駅西通 1-7-1		
市 町 村	宮古市総合窓口課	宮古市宮町 1-1-30		
	大船渡市市民環境課	大船渡市盛町字宇津野沢 15		
	花巻市市民登録課	花巻市花城町 9-30		
	北上市市民課	北上市芳町 1-1		
	久慈市市民課	久慈市川崎町 1-1		
	遠野市市民課	遠野市中央通り 9-1		
	一関市市民課	一関市竹山町 7-2		
	陸前高田市市民課	陸前高田市高田町字下和野 100 番地		
	釜石市市民課	釜石市只越町 3-9-13		
	二戸市市民生活課	二戸市福岡字川又 47		
	八幡平市市民課	八幡平市野駄 21-170		

	岩手県内旅券窓口	所 在 地	16:00 前の 集荷時間	15:00 まで の配達時間
市 町 村	奥州市市民課	奥州市水沢大手町 1-1		
	葛巻町住民会計課	岩手郡葛巻町葛巻 16-1-1		
	岩手町町民課	岩手郡岩手町大字五日市 10-44		
	西和賀町湯田庁舎 総務課	和賀郡西和賀町川尻 40-40-71		
	金ヶ崎町住民課	胆沢郡金ヶ崎町西根南町 22-1		
	平泉町町民福祉課	西磐井郡平泉町平泉字志羅 山 45-2		
	住田町町民生活課	気仙郡住田町世田米字川向 88-1		
	大槌町町民課	上閉伊郡大槌町上町 1-3		
	山田町町民課	下閉伊郡山田町八幡町 3-20		
	岩泉町町民課	下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畠 59-5		
	田野畠村生活住民生活課	下閉伊郡田野畠村田野畠 143-1		
	普代村住民福祉課	下閉伊郡普代村 9 地割銅屋 13-2		
	軽米町町民生活課	九戸郡軽米町大字軽米 10-85		
	野田村住民生活課	九戸郡野田村大字野田 20-14		
	九戸村税務住民課	九戸郡九戸村大字伊保内 10-11-6		
	洋野町種市庁舎町民生活 課	九戸郡洋野町種市 23-27		
	一戸町町民課	二戸郡一戸町高善寺字大川 鉢 24-9		